

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四五七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四五七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四五七
- 国土調査法による土地分類調査を実施する件 四五七
- 道路の区域を変更する件二件 四五七
- 一般競争入札を行う件 四五九
- 福島県公安委員会 四五九
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 四六一

告 示

福島県告示第五百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
- 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- （仮称）ヨークベニマル会津城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
- 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、只見町土地改良区から平成二十九年八月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月十四日認可した。
平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第五百六十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号に規定する土地分類調査を次のとおり実施する。
平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 国土調査として指定された年月日
- 平成二十九年八月四日
- 二 調査を実施する者の名称
- 福島県
- 三 調査地域
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち川治、燧ヶ岳及び藤原（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域
- 四 調査期間

平成二十九年八月二十二日から平成三十年三月二十日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十九年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 常葉線	田村郡三春町大字実沢 字上台七番一地从先 同 郡同 町大字実沢 字樋ノ入二四番一地从 先 まで	変更前	八・一 一七・九	五八〇・〇
		変更後	一一・三 三五・〇	五八〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十九年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道実沢 要田線	田村郡三春町大字実沢 字上台三四番一地从先 同 郡同 町大字実沢	変更前	八・五 一三・六	一〇〇・〇
		変更後	一五・〇	一〇〇・〇

字上台二六番一地从先
で

四三・九

(道路計画課)

公 告

公告第182号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年8月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
ア 除雪ドーザV（14t級） 1台
イ ロータリ除雪車V（2.6m級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月16日（金）
- (4) 納入場所

ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
イ 福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年9月15日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年8月22日（火）から同年9月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年9月1日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課入札室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1の(1)のAに掲げる物品等 平成29年10月5日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課入札室
イ 1の(1)のIに掲げる物品等 平成29年10月5日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課入札室
（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に闕し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Tractor with Snow Plow V (14t class) 1unit

② Rotary Snow Plow V (2.6m class) 1unit

(2) Time-limit of tender(by hand) :

① 1:30 p.m., 5 October 2017

② 2:00 p.m., 5 October 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 4 October 2017

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月22日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第12号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第9号を次のように改める。

- (9) 道路において、ロボット（自動的に歩行又は移動を行うことができるものに限る。以下この号において同じ。）の移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（交通規制課）